

様式第3号（第10条関係）

随意契約による公契約等の締結実績報告書（市ホームページ公表用）

契 約 名	締 結 日	相 手 方 名	契 約 金 額	随 契 事 由	所 管 課 所 室 名
東サ第25号 秋田市東部市民サービスセンター多目的ホール床板修繕	令和5年 11月28日	株式会社長谷駒組	5,291,000円	第5号該当	東部市民サービスセンター

〔注〕 「随契事由」の欄で用いている号数は、次の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項の各号の数字を指しています。

- ・第1号該当…予定価格が契約の種類ごとに一定の金額を超えないとき（工事請負130万円、修繕50万円等）。
- ・第2号該当…その性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- ・第3号該当…障害者支援施設等で製作された物品の買入れ、シルバー人材センター等から役務の提供を受けるとき。
- ・第4号該当…市長の認定を受けた者の新商品を買入れるとき。
- ・第5号該当…緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ・第6号該当…競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ・第7号該当…時価に比して著しく有利な価格である契約を締結できる見込みのあるとき。
- ・第8号該当…競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ・第9号該当…落札者が契約を締結しないとき。